

○国土交通省告示第五百二十一号

自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、自動車損害賠償保障事業のうち損害のてん補額の決定以外のものを委託した保険会社の名称に変更があつたので、昭和三十一年運輸省告示第三百三十三号の一部を次のように改正する。

平成十三年四月二十五日

国土交通大臣 林 寛子

「興亜火災海上保険株式会社」と「第一火災海上保険相互会社」を削り、「大東京火災海上保険株式会社」を「あいおい損害保険株式会社」に改め、「千代田火災海上保険株式会社」を削り、「同和火災海上保険株式会社」を「ニッセイ同和損害保険株式会社」に、「日本火災海上保険株式会社」を「日本興亜損害保険株式会社」に改める。